

福岡市在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

在宅で人工呼吸器を使用している身体障がい者(児)及び難病患者の方へ、災害時にも生命を維持する上で必要となる電源を確保するため、非常用電源装置等の購入費用の一部を助成します。

1. 対象となる方:下記の(1)、(2)、(3)すべてに該当する方

(1) 福岡市の住民基本台帳に住民登録がある方

(2) 在宅で人工呼吸器(NPPV等の場合は24時間)を使用している方

※医療機関等に入院中の方及び障がい者施設や高齢者施設等(特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を含む。)に入所中の方は対象外です。

※対象者と住民基本台帳上の同一世帯員(対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者に限る)に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、対象外です。

(3) 人工呼吸器等の72時間の電源確保が可能な非常用電源装置等を所持していない



2. 対象となる用品・性能・助成基準額 ※いずれか1つの用品についてのみ助成対象となります。

種目	性能要件	耐用年数	助成基準額
正弦波インバーター発電機	ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの。	15年	130,000円
ポータブル電源等(蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもので、かつ、容量が1000Wh以上のもの。	6年	130,000円
DC/ACインバーター	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に交換する装置で、定格出力が300W以上のもの。	5年	30,000円

【注意事項】

- ① 疑似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は、助成対象外。
- ② 障がい者等または介護者が容易に使用可能な製品であること。
- ③ 日本語の取扱説明書が添付されている製品であること。
- ④ 用品の維持に要する経費(ガソリン、カセットガスやエンジンオイル等の購入費や点検・整備費などの費用)については、助成の対象外。
- ⑤ 付属品については、その付属品がないと当該用品が機能しない場合のみ、助成対象とする。

3. 自己負担額

市民税課税状況等	自己負担額
課税世帯	助成基準額の1割
非課税世帯・生活保護受給世帯	0円

※購入にかかる費用が助成基準額を上回る場合、その差額は全額自己負担となります。

例) 150,000円の蓄電池(助成基準額:130,000円)を購入した場合

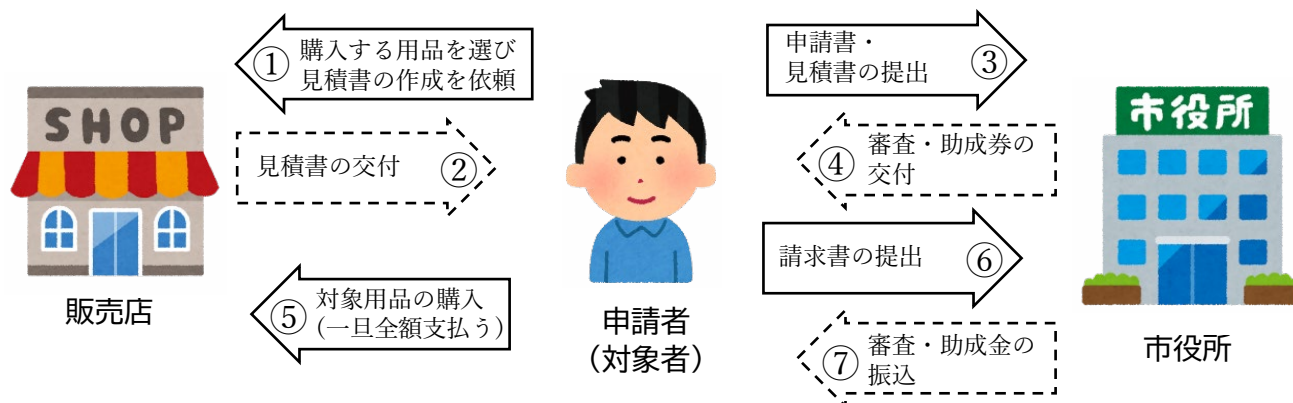
〔市助成額 117,000円〔基準額の9割〕〕

〔自己負担額 33,000円〔13,000円(基準額の1割)+20,000円(基準額と購入金額の差額)〕〕

注 意

市の助成決定前に購入した用品については、助成の対象となりません。

4. 申請の流れ



必ず助成券を受け取った後に、見積もりを取った販売店で見積もりどおりの用品・金額で購入してください。

購入用品や販売店、購入金額を変更する場合は、購入前に申し出が必要です。

5. 申請書類

- (1) (様式 1) 福岡市在宅人工呼吸器使用者非常用電源購入費助成金交付申請書
- (2) (様式 2) 福岡市在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業用見積書
- (3) 購入予定の非常用電源の仕様が確認できるもの（カタログ、チラシ等の写し）
- (4) 医師が作成した、(様式 3 号) 人工呼吸器の使用状況に関する証明書

※訪問看護ステーションより「訪問看護の情報提供書」が福岡市に提出されている場合は省略可

- (5) 申請者の身分証明書（写真付き 1 点、写真なし 2 点）
 - (6) 委任状 ※対象者本人（対象者が 18 歳未満の場合はその保護者）以外が申請を行う場合のみ
- ※その他、申請者の状況に応じ課税証明書や生活保護受給証明書等の提出を求める場合があります。

6. 事業者(販売店)による代理請求及び受領について

申請者の負担軽減を図るため、申請者に代わって販売店からの助成金の請求も受け付けます。この場合、申請者は決定された自己負担額のみを販売店に支払うことで購入することができ、販売店が助成金を直接受領します。

『代理請求及び受領』を利用しない場合は、申請者が納品時に用品代金の全額を一旦負担することになります。

※『代理請求及び受領』を希望する場合は、見積もりを依頼する販売店に本事業のチラシなどを渡し、対応可能かどうかを事前にご確認ください。

お問い合わせ・申請先

福岡市保健医療局保健所 精神保健・難病対策課難病疾病対策係
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
電話：092-711-4986 FAX：092-733-5535